

特記仕様書

1.適用

本特記仕様書は、「令和7年度 特環公共下水道管路調査業務委託 西内工区（西内）」に適用する。 また、本特記仕様書は、「管路施設調査工仕様書」を補完するものとする。

2.目的

本業務委託は、西内処理区の下水道本管（ヒューム管φ200～φ250、陶管φ250）を調査し、管渠の劣化状況を確認することを目的とする。

3.業務場所

上田市西内ほか（西内）

4.業務内容

(1)本管 TV カメラ調査

既設本管内を洗浄後、TV カメラにより管の状態を確認し、報告書を作成する。また、マンホールや鉄蓋の腐食についてもチェックを行う。

5.その他

(1)諸雑費及び歩掛は下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020 年版を参考にしている。

(2)仕様書及び本特記仕様書に明記のない事項については、協議のうえ決定するものとする。

管路施設調査工仕様書

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、上田市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、「調査」という）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、調査の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- | | | |
|--------------|--------------------|----------|
| ① 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) | 及び同法関連法規 |
| ② 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) | 及び同法関連法規 |
| ③ 消防法 | (昭和 23 年法律第 186 号) | 及び同法関連法規 |
| ④ 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑤ 建築基準法 | (昭和 25 年法律第 201 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑥ 毒物及び劇物取締法 | (昭和 25 年法律第 303 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑦ 道路法 | (昭和 27 年法律第 180 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑧ 下水道法 | (昭和 33 年法律第 79 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑨ 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑩ 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑪ 警備業法 | (平成 16 年法律第 50 号) | 及び同法関連法規 |

- | | | |
|------------------------|---------------------|----------|
| ⑫ 河川法 | (昭和 39 年法律第 167 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑬ 電気事業法 | (昭和 39 年法律第 170 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑭ 公害対策基本法 | (昭和 42 年法律第 132 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑮ 騒音規制法 | (昭和 43 年法律第 98 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑯ 廃棄物の処理及び
清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑰ 水質汚濁防止法 | (昭和 45 年法律第 138 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑱ 酸素欠乏症等防止規則 | (昭和 47 年労働省令第 42 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑲ 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑳ 振動規制法 | (昭和 51 年法律第 64 号) | 及び同法関連法規 |
| ㉑ 環境基本法 | (平成 5 年法律第 91 号) | 及び同法関連法規 |
- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任において行うこと。
 なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、調査に着手すること。
- ① 着手届
 - ② 現場代理人及び調査技術者届
 - ③ 工程表
 - ④ 職務分担表
 - ⑤ 緊急連絡届
 - ⑥ 調査計画書
 - ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届
 (酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証等の写しを添付のこと)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 完了届
 - ② 調査記録写真帳 (第 1 章「12.作業記録写真」による。)
 - ③ 完了図書 1 式 (第 3 章「3.報告書」による。)
 - ④ 請求書
- (4) 前記各項のほか、監督員が提出するよう指示した書類は、指定期日までに提出すること。

6. 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、及び調査の技術並びに経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、調査の一部を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。
作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 調査の実施にあたって、著しく不適當であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。
この場合、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

9. 地元住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地元住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地元住民等からの要望、もしくは地元住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地元住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ調査内容及び調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

12. 調査記録写真

受注者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、作業完了時には工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 撮影は、保安施設の状況、テレビカメラなどの使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (4) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に入出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査中と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。本業務では交通誘導員を1日当たり2人計上している。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 調 査 工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないように必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

- (5) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合、及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄、清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査場所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、安全な整備をしておくこと。

(2) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) テレビカメラによる調査（内径 150～800mm 未満）

①調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。10m当りに3回程度の側視を標準とする。

②本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。また、併せてマンホール内部の調査を行うこと。

③本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。

異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

④本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

⑤管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。

(4) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

3. 報告書

(1) 調査結果は、調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。

(2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。

なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、管径等を表示すること。

(3) 調査結果の判定基準については、表1-3～1-5に基づき、表1-6～1-11に示す記録表に記載する。

(4) 提出する成果品は、次のとおりとする。

①報告書

- ②不良箇所写真帳
- ③DVD 等
- ④その他監督員の指示するもの

第4章 そ の 他

1. 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受注者は、中間検査および完了検査に立会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- (1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

管路内調査報告書記載要領

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領に従い、作成すること。
- (2) 様式は、A4 判横書きとし、図面は縮尺、寸法を明記し製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、受注者名等を記入すること。
また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、受注者名等を記入すること。

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について、内容を明記すること。

- (1) テレビカメラ調査
 - ①調査目的
 - ②調査概要
 - ③案内図
 - ④調査箇所図
 - ⑤調査総括表（表 1-6 参照）
 - ⑥調査集計表（表 1-7 参照）
 - ⑦調査記録表（表 1-8～1-11 参照）
 - ⑧考察
 - ⑨調査記録写真

表 1-3 調査判定基準【鉄筋コンクリート管等（遠心力鉄筋コンクリート管含む）及び陶管】
(例)

ス パ ン 全 体 で 評 価	ランク		A	B	C
	項 目				
	管 の 腐 食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	上下方向 のたるみ	管きょ内径 700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
管きょ内径 700mm以上 1650mm未満		内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満	
管きょ内径 1650mm以上 3000mm以下		内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満	

管 一 本 ご と に 評 価	ランク		a	b	c
	項 目				
	管の破損 及び軸方向 クラック	鉄 筋 コンクリート管等	欠 落 軸方向のクラックで 幅 5 mm以上	軸方向のクラックで 幅 2 mm以上	軸方向のクラックで 幅 2 mm未満
		陶 管	欠 落 軸方向のクラックが 管長の1/2以上	軸方向のクラックが 管長の1/2未満	—
	管の円周方向 クラック	鉄 筋 コンクリート管等	円周方向のクラックで 幅 5 mm以上	円周方向のクラックで 幅 2 mm以上	円周方向のクラックで 幅 2 mm未満
		陶 管	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3未満	—
	管 の 継 手 ズ レ		脱 却	鉄筋コンクリート管等：70mm以上 陶 管：50mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満 陶 管：50mm未満
	浸 入 水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
	取付け管の突出し		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	油 脂 の 付 着		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	樹 木 根 侵 入		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	モ ル タ ル 付 着		内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満

注 1. 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

注 2. 取付け管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

注 3. 判定項目は、各自治体の地域特性を踏まえて追加してもよい。

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）に加筆

H25.9 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 p. 75

表 1-4 調査判定基準【硬質塩化ビニル管】（例）

評 価 ス パ ン 全 体 で の	ランク		A	B	C
	項目	適用			
	上下方向の たるみ	管きよ内径 800mm以下	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満

管 1 本 ご と に 評 価	ランク	a	b	c
	項目			
	管の破損及び 軸方向クラック	亀甲状に割れている	—	—
		軸方向のクラック		
	管の円周方向 クラック	円周方向のクラックで 幅：5mm以上	円周方向のクラックで 幅：2mm以上	円周方向のクラックで 幅：2mm未満
	管の継手ズレ	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満
	偏 平	たわみ率15%以上の偏平	たわみ率5%以上の偏平	—
	変 形※ (内面に突出し)	本管内径の 1/10以上内面に突出し	本管内径の 1/10未満内面に突出し	—
	浸 入 水	噴き出ている	流れている	にじんでいる
	取付け管の突出し	本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	油脂の付着	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	樹木根侵入	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

※材料の白化が伴う変形はaランクとする。

注1. 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

注2. 取付け管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

注3. 判定項目は、各自治体の地域特性を踏まえて追加してもよい。

出典：横田敏宏，深谷渉，末久正樹，野澤正裕：下水道管きよのストックマネジメント導入促進に関する調査，
国土技術政策総合研究所資料第773号 平成24年度下水道関係調査研究年次報告書集，平成26年1月

表 1-5 マンホール・マンホール蓋の調査判定基準(例)

部位	異状項目	調査結果			備 考
		A ランク	B ランク	C ランク	
マンホールふた	路面	路面状況	舗装版にクラックや欠けがあり、通行に支障を来す	段差が生じている、又は擦り付けが悪く水が溜まる、又は道路との擦り付けが悪い	
	ふた・受け枠	ふた違い・ガタツキ	開閉できない	ガタツキがある	—
		ふたの損傷・劣化	ふた・受け枠にクラックや欠けがある	—	—
		ふたの摩耗	表面がつるつるして通行に支障を来す(ふたの模様高さが 2mm 以下)	摩耗が大(車道のふたの模様高さが 2~3mm 以下)	摩耗が小(歩道のふたの模様高さが 2~3mm 以下)
		ふたの錆	—	多量発錆	少量発錆
マンホール内部	調整部	調整部状況	調製モルタル及びリングが破損・欠落	調製モルタル及びリングのずれ	調製モルタル及びリングのずれ・クラック
	斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損(A・B 以外)
		クラック	全体にクラック(人孔全周、幅 5mm 以上)	部分的にクラック(人孔半周、幅 2~5mm 以上)	軽微なクラック(幅 2mm 未満)
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
		木根侵入	内径の 50% 以上	内径の 10~50% 以上	内径の 10% 未満
	直壁※1	腐食	鉄筋露出(表面 pH : 1 程度)	骨材露出(表面 pH : 3 未満)	表面の荒れ(表面 pH : 3 以上 5 以下)
		破損	欠落(陥没)	全体に亀裂	軽微な破損(A・B 以外)
		クラック	全体にクラック(人孔全周、幅 5mm 以上)	部分的にクラック(人孔半周、幅 2~5mm 以上)	軽微なクラック(幅 2mm 未満)
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
		木根侵入	内径の 50% 以上	内径の 10~50% 以上	内径の 10% 未満
		タルミ	内径の 3/4 以上	内径の 1/2~3/4	内径の 1/2 未満
	足掛金具	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生
	インパート	インパート状況	インパートがない	部分的な欠落	—
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生
流下状況		油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の 1/3 以上の付着	管径の 1/3~1/10 の付着	管径の 1/10 未満の付着

※1 管口部を含む。

※2 表面 pH は、硫化水素によるコンクリート腐食の可能性がある場合に測定する。

※3 足掛本数は、調査実施時に残存している本数とする。

出典：下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)に加筆・修正

平成 25 年 6 月、公益社団法人日本下水道協会

表 1-7 調查集計表 (例)

[illegible]

表1-8 本管用調査記録表

路線No.

上流マンホール No.

区画メッシュ番号

マンホール種別

マンホール深

管頂深

マンホール蓋種別

下流マンホール No.

区画メッシュ番号

マンホール種別

マンホール深

管頂深

マンホール蓋種別

管電

管径

マンホール間距離

マンホール内点検

マンホール内点検後

継手部

管本数

写真番号

管口

管内容

管本数

写真番号

管内容

取付番号

写真番号

管内容

考 察

管本数

ソケット数

管不良数

VTR番号

カウンタ番号

布設年度

占用位置

1. 国道、県道、主要市道の車道

2. 裏通り、歩道内、ガードレール内

3. 上記以外

該当番号

備考

異状箇所

管の腐食

上下方向のたふみ

管の破損

管のクラック

管の継手ズレ

浸入水

取付け管の突出し

油脂の付着

樹木根侵入

モルタル付着

計

異状箇所

継手部

管部

ソケット部

マンホール部

計

注1 考察欄には、管絡施設の損傷状況に加え、道路交通概況、生活利便概況、近接工事、損傷原因、損傷の進行性、損傷の新旧等について記述すること。
注2 () 内の数値は、スベレ全体で評価する「管の腐食」、「上下方向のたふみ」、清浄等で除去可能な「樹木根侵入」及び「取付け管の突出し」を除いたものである。

表 1-9 取付け管用調査記録表 (例)

上流マンホール				区画				メッシュ				No.			
下流マンホール				区画				メッシュ				No.			
ます 番号															
調査距離 (m)															
管 本 数															
ま す															
左 内 容															
取付管管種															
取付管管径															
写真番号															
側															
ます 番号															
調査距離 (m)															
管 本 数															
ま す															
右 内 容															
取付管管種															
取付管管径															
写真番号															
側															
考 察															
VTR番号															
カウンター番号															
占所位置															
1. 国道、県道、主要市道の重道															
2. 県道、市道、歩道内、ガードレール内															
3. 上記以外															
隊番号															
番															

異状内容		管の腐蝕			管のクラック			管の継手ズレ			浸入水			取付け管の突出し			油脂の付着			樹木根侵入			モルタル付着			計			備 考		
異状箇所		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C						
左 側																															
右 側																															
計																															

注1 考察欄には、管結露の損傷状況に加え、道路支道状況、生活利便施設、近接工事、損傷原因、損傷の進行性、損傷の新旧等について記述すること。
 注2 () 内の数値は、スベ全体で評価する「管の腐蝕」、「上下方向のたるみ」、「樹木根侵入」及び「取付け管の突出し」を除いたものである。

表 1-10 本管用調査記録表 (記入例)

上流マンホール				区画				メッシュ				No.			
3 2 1 7 4 B				3 2 1 7 4 B				3 2 1 7 4 B				3 2 1 7 4 B			
19															
ます 番号															
調査距離 (m)															
管 本 数															
ます															
内 容															
取付管内															
取付管管種															
取付管管径															
写真番号															
19 25.1 ● 24.3 29.0 31.6															
ます 番号															
調査距離 (m)															
管 本 数															
ます															
内 容															
取付管内															
取付管管種															
取付管管径															
写真番号															
20 26.3 ● 28.4 29.1															
占用位置 1. 国道、県道、主要市道の車道 2. 農道、歩道内、ガードレール内 3. 上記以外 該当番号 2番															
VTR番号 カウンタ番号 [1 巻] [0000] [0865]															
下流マンホール 20 区画 3 2 1 7 4 B メッシュ 3 2 1 7 4 B No. 3 2 1 7 4 B															

管の腐食		上下方向のたふみ		管の破損		管のクラック		管の継手ズレ		浸入水		取付け管の突出し		油脂の付着		樹木根侵入		モルタル付着		計		備 考
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A・B・C・C	
現状箇所 左 右																						
計																						

参 考 - 1

(189)